

避難指示解除準備区域（南相馬市小高区）において病院等を経営する医療法人である申立人について、1. 平成27年3月分以降の営業損害（逸失利益）として、直接請求手続において同損害について既に支払がなされていたものの、費用の固定費及び変動費への振り分け方法を見直し、また、逸失利益の算定に当たって差し引く減価償却費について、税法上の耐用年数ではなく実質的耐用年数を用いて算定したことによって、追加賠償が認められたほか、2. 平成27年3月分から平成29年2月分までの営業損害（追加的費用）として、医療活動の再開を図るために雇用していた職員に係る人件費の賠償が認められた事例。

## 和解契約書（全部）

原子力損害賠償紛争解決センター平成〇〇年（東）第〇号事件（以下「本件」という。）につき、申立人医療法人X（以下「申立人」という。）と被申立人東京電力ホールディングス株式会社（以下「被申立人」という。）は、次のとおり和解する。

### 1 和解の範囲

申立人と被申立人は、本件に関し、別紙記載の損害項目及び期間について和解することとし、それ以外の点については、本和解の効力が及ばないことを相互に確認する。

### 2 和解金額

被申立人は、申立人に対し、別紙記載の損害項目及び期間についての和解金として、金2652万4638円の支払義務があることを認める。

### 3 支払方法

（省略）

### 4 清算

申立人と被申立人は、別紙記載の損害項目及び期間について、以下の点を相互に確認する。

ア 本和解に定める金額を超える部分につき、本和解の効力が及ばず、申立人が被申立人に対して別途損害賠償請求することを妨げない。

イ 本和解に定める金額に係る遅延損害金につき、申立人は被申立人に対して別途請求しない。

### 5 手続費用

本和解に関する手続費用は、各自の負担とする。

本和解の成立を証するため、本和解契約書を2通作成し、申立人及び被申立人が署名（記名）押印の上、各自1通を保有するものとする。ま

た、被申立人は、本和解契約書の写し1通を、原子力損害賠償紛争解決センターに交付する。

令和元年11月1日

(仲介委員長 上妻 英一郎、仲介委員 近藤 健太、同 副田 純子)

(別紙)

単位:円

	損害項目	期間	金額
ア	逸失利益		
	(ア)変動費の見直しによる調整額	平成27年3月1日以降 将来分	11,990,082
	(イ)減価償却費調整分		11,559,556
イ	追加的費用(職員の給料賃金)	自 平成27年3月1日 至 平成29年2月28日	2,975,000
			計 26,524,638